

排出基準等 (法第3条、第18条の3、第18条の5)(条例第8条、第20条)

1 硫黄酸化物 (法第3条第2項第1号)(条例第8条第2項第1号)

(最近改正 平成2.12.1総理府令第58号(平成3.2.1施行))

硫黄酸化物については、原則としてすべてのばい煙発生施設に適用されるが、法該当施設のうち下記各項の適用猶予規定がある。

- 1 小型ボイラー(伝熱面積が10m²未満のもので、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50/時以上のボイラー。以下において同じ。)のうち、昭和60年9月9日までに設置されたものは適用猶予
- 2 小型ボイラーのうち、昭和60年9月9日までに設置されたものの更新として、設置されたものは、昭和63年9月9日までは、適用猶予
- 3 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、非常用施設及び昭和63年1月31日までに設置された排出ガス量10,000N^m³/時未満のものは適用猶予
- 4 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、昭和63年1月31日までに設置された施設で上記3以外のものは平成3年1月31日までは適用猶予
- 5 ガス機関、ガソリン機関のうち、非常用施設は適用猶予

(1) 硫黄化合物の排出基準は排出口の高さに応じて定められ、次式により算出した硫黄酸化物の量である。(法律、条例とも同じ。)

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2 = K \times \frac{H e^2}{1,000} \quad \begin{array}{l} q' \leq q \text{ であれば基準適合} \\ q' > q \text{ では不適合} \end{array}$$

q' : 硫黄酸化物の排出量 (N^m³/h) $H e$: 補正された排出口の高さ (m)
 q : 硫黄酸化物の排出基準 (N^m³/h) K : 次ページの表に示した各地域ごとのKの値

(2) 排出口の高さの補正算式は次式による。

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \cdot (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

H_0 : 排出口の実の高さ (m) V : 排出ガスの排出速度 (m/s)
 Q : 15 における排出ガス量 (m³/s) T : 排出ガスの温度 (K:ケルビン = +273)

参 考

- 1 標準パラメーター $u = 6 \text{ m/s}$ 、 $C y = 0.47$ 、 $C z = 0.07$ 、 $n = 0.25$ 、気温15 とした場合、最大着地濃度 (C_{max}) とK値との対応は $C_{\text{max}} = 0.0017 K \text{ (ppm)}$ となる。

また、最大濃度着地地点 (X_{max}) は $X_{\text{max}} = \left(\frac{H e}{0.07} \right)^{1.1428} \text{ (m)}$ となる。

2 重油使用の場合のq'(SO_xの排出量Nm³/h)の理論値は次式による。

$$q' = \frac{S \times F \times d}{32 \times 100} \times 22.4$$

S : 燃料硫黄分 (重量%) d : 燃料の比重

F : 燃料使用量 (/ h)

(3) 地域ごとのKの値

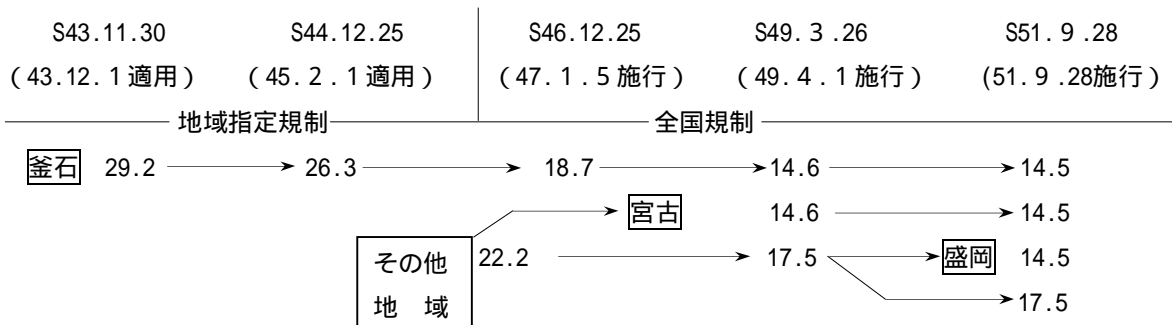
(施行規則第3条 別表第1 最近改正 昭和57総理府令第32号)

区分	地 域 名	K 値	対 応 する 最大着地濃度 (ppm)
1	東京都特別区等、横浜・川崎等など6地域	3.0	0.0051
2	川口等、千葉・市原等など21地域	3.5	0.0060
3	札幌	4.0	0.0068
4	室蘭、日立、鹿島等、防府	4.5	0.0070
5	富山・高岡等、呉、東予・小松	5.0	0.0086
6	八戸、いわきなど9地域	6.0	0.0103
7	苫小牧、八王子・立川等、笠岡	6.42	0.0110
8	仙台等、足利等など6地域	7.0	0.0120
9	小樽、旭川など8地域	8.0	0.0137
10	秋田等、金沢等など8地域	8.76	0.0150
11	高崎B、大宮等など6地域	9.0	0.0154
12	釧路、武生・鯖江等、静岡、佐世保	10.0	0.0171
13	函館、石巻等など15地域	11.5	0.0197
14	渋川、沼津・三島など6地域	13.0	0.0223
15	青森、盛岡(旧都南村、玉山村を除く。)、宮古(旧田老町、新里村、川井村を除く。)、釜石、山形などの20地域	14.5	0.0248
16	その他の地域 (花巻市)	17.5	0.0300

(注) 1 この他に特別排出基準があるが省略 の地域が本県関係

参 考

本県における適用K値の経過



2 ばいじん（法第3条第2項第2号）（条例第8条第2項第2号）

重油換算は、重油10 当たりが、液体燃料は10、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgとする。

(1)法の基準

$$\text{ア ばいじんの濃度 (g / Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n：標準酸素濃度（%）。熱源として電気を使用する施設は「本則」をO_sとする。

O_s：排出ガス中の酸素濃度（%）。20%を超える場合は20とする。

C_s：JISZ8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度（g / Nm³）

ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

イ 「附則」の適用の期限は明記したもの以外、「当分の間」。

ウ 「既設」とは、昭和58年9月9日までに設置された施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉に係る「既設」とは、平成10年7月1日までに設置された施設をいう。

エ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10m²未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50 / h以上の施設をいう。

オ 東京都特別区など9地域に特別排出基準が設けられているが、省略。

（施行規則第3条 別表第2 最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

規 制 対 象 施 設		排 出 基 準 値 (g / Nm ³)		O _n (%)		
令別表第一の項番号	種 類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附 則	本則	附則
			1	ボイラー	ガス専焼	4以上 0.05 4未満 0.10
	液体燃料 (黒液を除く)専焼 ガス・液体燃料混焼	20以上 4以上20未満 1以上4未満 1未満	0.05 0.15 0.25	既設 0.07 既設 0.18		
	小型ボイラー	軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)燃焼	0.30	猶予	4	
	その他			S60.9.9までに設置された施設 猶予 H2.9.9までに設置された施設 0.50		
						猶予

規制対象施設			排出基準値 (g / Nm ³)		On (%)			
令別の表項番号	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附則	On (%)			
					本則	附則		
1	ボ イ ラ ー	黒液専焼	20以上	0.15	既設 0.20	0s		
		黒液、ガス混焼	4以上20未満	0.25	既設 0.35			
			黒液、液体燃焼混焼	4未満	0.30			S60.9.9までに設置された施設 猶予
		小型ボイラー		H2.9.9までに設置された施設 0.50				
		石炭燃料	20以上	0.10	既設 0.10			6
			4以上20未満	0.20	既設 0.20			
			4未満	0.30	既設 0.35			
		S57.5.30までに設置された低カリ- (5,000Kcal / kg以下) 石炭燃料		—	既設 0.07		猶予	
		小型ボイラー		0.30	S60.9.9までに設置された施設 猶予	6		
					H2.9.9までに設置された施設 0.50			
		触媒再生塔付属		0.20	既設 0.30	4		
		小型ボイラー			S60.9.9までに設置された施設 猶予			
					H2.9.9までに設置された施設 0.50			
その他	4以上	0.30	既設 0.40	6				
	4未満		S60.9.9までに設置された施設 猶予					
小型ボイラー		H2.9.9までに設置された施設 0.50						

規 制 対 象 施 設				排 出 基 準 値 (g / Nm ³)		0n (%)			
令の別項表番号	種 類	定 格 排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ / h)	本 則	附 則	本 則	附 則			
2	ガス発生炉		0.05		7				
	加熱炉		0.10						
3	焙焼炉		4 以上		既設 0.25		0s		
			4 未満						0.15
	焼結炉	フェロマンガ製造用							0.20
		その他							0.15
	煨焼炉		4 以上						0.20
4 未満			0.25		既設 0.30				
4	溶鋳炉		高 炉		0.05		既設(燃焼型)0.13		
			その他		0.15				
	転炉		0.10						
	平炉		4 以上	0.20					
4 未満									
5	溶鋳炉		4 以上	0.10	アルミニウム用反射炉 0.30				
			4 未満				0.20		
6	金属加熱炉		4 以上	0.10	既設 0.15	11			
			4 未満	0.20	既設 0.25				
7	石油加熱炉		4 以上	0.10	潤滑油製造用 (1 万 Nm ³ / h 未 満) 0.18	6			
			4 未満				0.15		
8	触媒再生炉		0.20	既設 0.30					
8-2	燃焼炉		0.10		8				
9	焼成炉	石灰用		土中釜	0.40	15			
				その他			0.30		
		セメント製造用		0.10	10				
	耐火レンガ・耐火物原料製造用		4 以上		18				
			4 未満	0.20					

令の別項表番号第一	規 制 対 象 施 設		排出基準値 (g / Nm ³)		On (%)	
	種 類	定格排出ガス量 (万Nm ³ / h)	本 則	附 則	本 則	附 則
9	焼成炉	その他	4 以上	0.15		猶 予
			4 未満	0.25		
	溶融炉	板ガラス・ガラス繊維・ガラス繊維製品製造用	4 以上	0.10		15
			4 未満	0.15		
		光学ガラス・電気・ガラス・フリット製造用	4 以上	0.10		16
			4 未満	0.15		
		その他	4 以上	0.10		15
4 未満	0.20					
10	反応炉 直火炉	4 以上	0.15	既設 (活性炭製造 反応炉 1 万Nm ³ / h 未満) 0.30	6	猶 予
		4 未満	0.20			
11	乾燥炉	骨材用	0.50	既設 (2 万Nm ³ / h 未満) 0.60	16 (直接熱 風乾燥炉 は0s)	
		その他	4 以上			0.15
	4 未満		0.20	既設 (1 万Nm ³ / h 以上) 0.30		
12	電気炉	合金鉄 (Si40%以上) 製造用	0.20		0s	
		合金鉄 (Si40%未満) ・ カーバイト製造用	0.15			
		その他	0.10			
13	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg / h以上	0.04	既設 0.08	12	
		焼却能力2,000kg / h以上 ~ 4,000kg / h未満	0.08	既設 0.15		
		焼却能力2,000kg / h未満	0.15	既設 0.25		
14	焙焼炉	4 以上	0.10		0s	
		4 未満				
	焼結炉	0.15				
	溶鉱炉					
転 炉						

規制対象施設			排出基準値 (g / Nm ³)		On (%)	
令の別項表番号第一	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ / h)	排出基準値 (g / Nm ³)		On (%)	
			本則	附 則	本 則	附 則
14	溶解炉	4 以上	0.10	既設 (1 万Nm ³ / h未満)0.35	0s	
		4 未満	0.20			
	乾燥炉	4 以上	0.15	既設 (気流搬選型) 0.18	16 (直接熱風乾燥炉は0s)	
		4 未満	0.20	既設 0.30		
18	反応炉		0.30		6	
20	電解炉		0.05		0s	
21	焼成炉		0.15		15	
	溶解炉		0.20		0s	
23	乾燥炉		0.10		16 (直接熱風乾燥炉は0s)	
	焼成炉		0.15		15	
24	溶解炉	4 以上	0.10		0s	
		4 未満	0.20			
25	溶解炉	4 以上	0.10		0s	
		4 未満	0.15			
26	溶解炉	4 以上	0.10		0s	
		4 未満	0.15			
27	反射炉		0.10		6	
	反応炉 (硝酸鉛の製造用を除く。)		0.05		0s	
	鉛酸化物製造業					
28	コークス炉		0.15		7	
29	ガスタービン		0.05	S63.1.31までに設置された施設、非常用施設 猶予	16	
30	ディーゼル機関		0.10		13	
31	ガス機関		0.05	非常用施設 猶予	0	
32	ガソリン機関					

(2)岩手県条例の基準

番号	施設名	排出基準 (g / Nm ³)	
		H14.4.1 ~ 設置	~H14.3.31設置
1	廃棄物焼却炉	0.15	0.25
2	オガライトの製造の用に供する焼却炉	0.2	0.35

備考

$$\text{ばいじんの濃度 (g / Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n : 廃棄物焼却炉は12、オガライトの製造の用に供する乾燥炉は16とする。
O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合において
は20パーセントとする。)(%)
C_s : JIS Z8808に定める方法により、測定されたばいじんの濃度 (g / Nm³)

ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。

ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、 1 工程の平均の量とする。

3 有害物質（法第3条第2項第3号）

(1) 施行令第1条に掲げる有害物質（窒素酸化物を除く。）

$$\text{塩化水素の濃度 (mg / Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s \quad (\text{廃棄物焼却炉に限る。})$$

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : JISK0107に定める硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度 (mg / Nm³)

ただし、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

(施行規則第5条別表第3 最近改正 昭和52.1.16総理府令第32号)

有害物質名	規則表第三の項番号	施設名		基準値 (mg / Nm ³)	
カドミウム及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用焼成炉・溶解炉	硫化カドミウム } 使用する 炭酸カドミウム } もの	カドミウムとして 1.0	
	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・焼結炉 溶解炉・乾燥炉・溶鋳炉		
	15	カドミウム系顔料・炭酸カドミウム製造用乾燥施設			
塩素	16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設		塩素 30	
	17	塩化第二鉄製造用溶解槽			
	18	活性炭の製造用反応炉（塩化亜鉛使用）			
	19	化学薬品製造用 （前3項及び密閉式は除く）	塩素反応施設・塩化水素吸収施設 施設・塩化水素反応施設		
塩化水素	13	廃棄物焼却炉		塩化水素 700	
	16~19	（塩素の欄に同じ）		＃ 80	
	20	アルミニウムの製錬用電解炉	排出口から出るもの	弗素として 3.0	
			天井から出るもの	＃ 1.0	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	ほたる石 } 使用する 珪弗化ナトリウム } するもの	＃ 10	
	21	磷酸製造用	反応施設・濃縮施設・溶解炉		
	22	弗酸製造用	濃縮施設・吸収施設・蒸溜施設		
	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用	反応施設・焼成炉・乾燥炉（原料として 磷酸石を使用するもの）		
		（重）過磷酸石灰製造用	反応施設		
	21	磷酸質肥料製造業	溶解炉		電気炉 平炉
			焼成炉		＃ 20
鉛及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	酸化鉛を使用するもの	鉛として 20	
	14	銅、鉛、亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	＃ 10	
			焼結炉・溶鋳炉	＃ 30	
	24	鉛の第二次製錬 鉛の管・板・綿製造用	溶解炉	＃ 10	
	25	鉛蓄電池製造用	溶解炉		
26	鉛系顔料製造用	溶解炉・反応炉・反射炉 乾燥施設			

(2) 窒素酸化物

ア 熱源として電気を使用するものを除く。

イ 窒素酸化物の濃度（容量比ppm）
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n ：標準酸素濃度（％）

O_s ：排出ガス中の酸素濃度（％）。20%を超える場合は20%とする。

C_s ：JISK0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（容量比ppm）

ただし、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

ウ 経過措置及び（ ）内は附則で、適用の期限は明記したものの以外、「当分の間」。

エ 「燃焼」とは、専焼及び混焼をいう。

例えば固体燃料ボイラーのうち「石炭燃焼ボイラー」は、石炭を専焼させるもののほか、石炭と重油又はガスを混焼させるものを含むものである。ただし、2種類以上のガス燃料（都市ガス、LPG、LNGなど）の混焼はガス専焼として取扱う。（昭和50年大気保全局長通知）

オ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10㎡未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50以上であるボイラーをいう。

カ 「過負荷燃焼型ボイラー」とは、炉筒煙管式又は水管式で、かつ、燃焼室負荷が50万kcal/m³h以上のボイラーをいう。

$$\text{燃焼室負荷 (kcal/m}^3\text{h)} = \frac{G_f \times H_e}{V}$$

G_f ：燃焼使用量（定格能力）(kg/h、Nm³/h)

H_e ：燃焼の低発熱量(kcal/kg、kcal/Nm³)

V ：燃焼室容積(m³)

（昭和55.1.24 環大規第13号 大気規制課長通知）

（施行規則第5条別表第3の2 最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

規 制 対 象 施 設		排出基準値（容量比ppm）		On (%)
令別表第一の項番号	種 類	60.9.9 設置	60.9.10 ～ 平2.9.9設置	
1	ガス専焼	猶 予		
	軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）専焼			
	ガス・軽質液体燃料混焼			
	上記以外の液体燃料燃焼	300	260	
	固体燃料燃焼	350		6

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）									On (%)
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	48.8.9 設置	48.8.10 ~ 50.12.9 設置	50.12.10 ~ 52.6.17 設置	52.6.18 ~ 52.9.9 設置	52.9.10 ~ 54.8.9 設置	54.8.10 ~ 58.9.9 設置	58.9.10 ~ 62.3.31 設置	62.4.1 ~ 設置	
1	ガス専焼 (小型ボイラーを除く。)	50万以上						60			5
		10万~50万						100			
		4万~10万									
		1万~4万					130				
		1万未満			150						
1	石炭 (5,000kcal/h) 燃焼	天井バーナー方式	4万以上		480						6
			1万~4万								
			1万未満	650							
		火炉放射型(火炉熱発生率14万Kcal/hm ³ 以上)	4万以上		480						
			1万~4万					400			
			1万未満	550							
	その他		480								
	その他	70万以上	400							200	
		50万~70万									
		20万~50万	420				300			250	
		4万~20万		350					300 (320 ^{*1})	250 (320 ^{*1})	
		5千~4万	450		380		350		350		
5千未満			480			380		350 (360 ^{*2})			

* 1 4万~10万Nm³/hの散布式ストーカー型に適用。

* 2 52.9.9までに設置された流動層燃焼方式に適用。

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm*）					On (%)	
令別表第一	の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	48.8.9 設置	48.8.10 ~ 50.12.9 設置	50.12.10 ~ 52.6.17 設置	52.6.18 ~ 52.9.9 設置		52.9.10 ~ 54.8.9 設置
1	液体燃料（ガスとの混焼を含む。） （小型ボイラーを除く）	原油タール燃焼 排出ガス量 100万Nm ³ /h未 満のボイラー でSOx処理 施設が附属し ているもの	50万以上	210	180			130	
			10万~50万					280	150
			4万~10万	180					
			1万~4万						
			1万未満	180					
			その他	50万以上	180			130	
				10万~50万	190	250		150	
				4万~10万	250		180		
		1万~4万		180					
		1万未満	180						
		上記以外の排出ガ ス量100万Nm ³ /h のボイラーで SOx処理施設が 附属しているもの	50万~100万	210	180		130		
			4万~50万	250			150		
			1万~4万	280		180			
			1万未満	280		180			
		その他	50万以上	180			130		
			4万~50万	190	230		150		
1万~4万	250		180						
1万未満	250		180						

*52.9.9以前に設置された過負荷燃焼型（5Nm³/h未満）には、当分の間、この基準を適用しない。

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					O n (%)	
令の別項表番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	48.8.9 設置	48.8.10 ~ 50.12.9 設置	50.12.10 ~ 52.6.17 設置	52.6.18 ~ 54.8.9 設置	54.8.10 ~ 設置		
2	ガス発生炉、加熱炉		170					150	7
	水素ガス製造用発生炉（天井バーナー）		360						
3	焼結炉	ペレット焼成炉	1万以上	300					15
			1万未満						
	ペレット焼成炉のうち気体燃料を使用するもの	1万以上	540						
		1万未満							
	ペレット焼成炉を除く焼結炉	10万以上	260					220	
		1万~10万	270						
		1万未満	300						
焙焼炉		250							
煨焼炉	アルミナ製造用煨焼炉	1万以上	350					200	10
		1万未満							
4	溶 鋳 炉		120				100	15	
5	金属溶解炉（キュボラ適用除外）						180	12	
6	ラジアトチューブ型	10万以上				100		11	
		1万~10万	200						
		5千~1万				150			
		5千未満				180			
	鍛接鋼管用	10万以上				100			
		1万~10万				180			
		5千~1万	猶予			150			
		5千未満				180			
	その他	10万以上	160	150		100			
		1万~10万				130			
5千~1万		170					150		
5千未満		200					180		

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）					On (%)	
令別表第一	の項番号	種 類	定格排出 ガス量 (Nm ³ /h)	48.8.10 ~ 48.8.9 設 置	50.12.10 ~ 50.12.9 設 置	52.6.18 ~ 52.6.17 設 置		54.8.9 ~ 54.8.10 設 置
7	石 油 加 熱 炉	排煙脱硫装置付	4万以上	170		100		6
			1万~4万	180		150	130	
			5千~1万	190		150		
			5千未満	200		180		
		エチレン分解炉	4万以上	170		100		
			1万~4万	180		150	130	
			5千~1万			150		
			5千未満	200		180		
		エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4万以上	170		100		
			1万~4万	280		150	130	
			5千~1万	180		150		
			5千未満	200		180		
		エチレン 独立加熱炉	10万以上	170		100		
			4万~10万			100		
			1万~4万	180		150	130	
			5千~1万			150		
			5千未満	200		180		
		エチレン独立加 熱炉又はメタノ ール改質炉のう ち空気予熱器を 有するもの	10万以上	170		100		
			4万~10万	430				
			1万~4万	180		150	130	
			5千~1万			150		
			5千未満	200		180		
		その他	4万以上	170		100		
			1万~4万			150	130	
5千~1万	180		150					
5千未満	200		180					
8		触媒再生塔	300			250	6	

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					On	
令別表第一 の項番号	種類	定格排出 ガス量 (Nm ³ /h)	~ 48.8.9 設置	48.8.10 ~ 50.12.9 設置	50.12.10 ~ 52.6.17 設置	52.6.18 ~ 54.8.9 設置	54.8.10 ~ 設置		
8-2	燃焼炉		300				250	8	
9	石灰焼成炉（ガス燃料の0-列排炉）							15	
	セメント焼成炉 （湿式を除く）	10万以上	480					10	
		10万未満					350		
	セメント焼成炉 （湿式）	10万以上	適用を猶予				250	10	
		10万未満					350		
	耐火物原料・耐火レンガ製造用焼成炉		450				400	18	
	板ガラス・ガラス繊維製造用溶融炉		400				360	15	
	フリット・光学ガラス・電気ガラス用溶融炉	専ら酸素を用いて燃焼を行うもの					800	0s	
		その他	900					16	
その他のガラス製造用溶融炉		500				450	15		
その他の焼成炉・溶融炉		200							
10	反応炉・直火炉						180	6	
	硝酸カリウム製造用反応炉		250						
	硝酸製造用反応炉（NOx触媒）		700				180	6 15	
11	乾燥炉						230	16	
13	廃棄物焼却炉	特殊廃棄物	4万以上	300		250		12	
			4万未満						700
		浮遊回転燃焼式	4万以上	900					450
			4万未満						
		その他	4万以上	300					250
			4万未満						
その他		4万以上	適用を猶予						
		4万未満							

令別表第1の項番号	規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）					On (%)	
	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	48.8.9 ~ 設置	48.8.10 ~ 設置	50.12.10 ~ 設置	52.6.18 ~ 設置	54.8.10 ~ 設置		
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	250				220	14	
		焼結炉	300				220		
		溶鋳炉	120				100	15	
		亜鉛精錬溶鋳炉のうち立型蒸溜炉	230						
		亜鉛精錬溶鋳炉のうち鋳滓処理炉 (石炭・コークスを燃料等とするもの)	450						
		銅精錬の精製炉 (アンモニア還元)	330				12		
		溶解炉							
乾燥炉	200				180	16			
18	活性炭製造用反応炉						6		
21	燐・燐酸等の製造用施設	焼成炉					15		
		溶解炉	650					600	
23	トリポリ燐酸 ナトリウム製造施設	焼成炉					16		
		乾燥炉							
24	鉛の二次精錬等の溶解炉						12		
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉								
26	鉛系顔料製造	溶解炉	200				180	0s	
		鉛酸化物製造用溶解炉							
		反射炉						15	
		反応炉						6	
		鉛酸化物・硝酸鉛の反応炉						0s	
27	硝酸製造施設								
28	コークス炉	オートー型	10万以上	適用を猶予			170	7	
			10万未満						
		その他	10万以上	350	200				
			10万未満						

令別表第一 の項番号	規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）					On (%)	
	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	63.1.31 ~ 63.1.31 設置	S63.2.1 ~ H元.7.31 設置	H元.8.1 ~ H3.1.31 設置	H3.2.1 ~ H6.1.31 設置	H6.2.1 ~ 設置		
29	ガスタービン	ガスを専焼させるもの	4万5千以上	猶予	90	100	70	16	
		液体燃料を燃焼させるもの	4万5千未満						
	ディーゼル機関	シリンダー内径400mm以上のもの	4万5千以上		1,600	1,400	1,200		13
		シリンダー内径400mm未満のもの	4万5千未満		950				
31	ガス機関		2,000			1,000	600	0	
32	ガソリン機関		2,000			1,000	600	0	

*非常用施設については、当分の間、この基準を適用しない。

4 揮発性有機化合物（VOC）（法第17条の3）

（施行規則第15条の2別表第5の2 最近改正 平成17.6.10環境省令第14号（平成18.4.1施行））

VOC排出施設		排出基準値（ppmC）		
令別表第-の 二の頂番号	種 類		附則	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	600		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	400	700 (既設)
		その他のもの	700	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000	
		その他のもの	600	
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400		
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供する施設を除く。）			
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400		
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700		
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	400		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20KPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000	適用猶予 (既設かつ容量 2,000kl未満の 施設)	

注) 「附則」の適用の期限は、「当分の間」。

注) 「既設」とは、H18.4.1において現に設置されていた施設をいう。

5 特定粉じん（法第18条の5～第18条の13）

（施行令第3条の2（別表第2の2）最近改正 平成元年12.9総理府令第329号）

（施行規則第16条の2～3 最近改正 平成元年12.27総理府令第59号）

（平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大規第26～27号）

番号	施設名	敷地境界基準
1	解綿用機械	大気中の石綿の濃度が10 f /
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供するもの限り、湿式及び密閉式の施設は除く

6 指定物質抑制基準（法附則第9項）

（施行令附則第4項 最近改正 平成11.12.27政令第434号）
 （平成9.2.6 環境庁告示第5～6号）

物質	No.	種 別	基 準 値		
			既設	新設	適 用
ベンゼン	1	ベンゼン蒸発用の乾燥施設	200	100	1000 Q < 3000
			100	50	3000 Q
	2	コークス炉	100	100	
	3	ベンゼン回収用の蒸留施設	200	100	1000 Q
	4	ベンゼン製造用の脱アルキル反応施設	100	50	
TCE等	5	ベンゼン貯蔵タンク	1500	600	
	6	ベンゼンを原料とする反応施設	200	100	1000 Q < 3000
			100	50	3000 Q
	7	TCE等蒸発用の乾燥施設	500	300	
	8	TCE等の混合施設	500	300	
	9	TCE等の精製又は回収用の蒸留施設	300	150	
	10	TCE等による洗浄施設（No.11以外）	500	300	
11	PCEIによるドライクリーニング機	500	300		

ベンゼン：ベンゼン濃度が60^v / v %以上のものに限る。

TCE等：トリクロロエチレン（TCE）及びテトラクロロエチレン（PCE）

基準値：排出口濃度（mg/m³）

Q：排出ガス量（Nm³/h）